

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長 渡辺 芳邦

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	有吉地区 (有吉集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区の農業者は25人(水稲)であり、全員が60代以上と高齢化が顕著である。
また、地区外からの入り作として3人(水稲)いる。
・当地区の農業者28人(水稲)のうち現状が経営面積は7割が現状維持・2割が減少という回答結果であったが、10年後の経営面積についての回答になると現状維持が4割、減少が5割という結果になった。また、後継者については、無と回答した方が8割。
このままでは、近いうち後継者不足による農業者の大幅な減少、耕作放棄地の拡大等による農用地としての利用がされないことが懸念される。
さらに、経営面積が減少する予定の方々には借受地を返却、離農を検討している。という回答であった。
今後経営規模を拡大したいと回答した方がいるので、借受地を返却する方や離農する方は規模拡大したい人に預ける等が可能であると考えます。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も高齢化に伴い離農を検討する者が増加することが予想されるが、後継者がいない農地においては集約・集積を図り、後継者不足に対応していけるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
他地区居住の農地所有者が不耕作による遊休化が進んでいる。数年不耕作のため、改めて耕運し耕作しようとする農業者が見つからない状況にある。 新しい耕作者を呼び込むため、理由なく遊休化させている農地所有者に対し、適切に保全管理してもらえるよう働きかけを行っていく必要がある。 また、農作業効率を向上させるうえで基盤整備が不可欠であると考え、ため取組みについて検討を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域における新規就農者においては、地域として技術支援などのサポートをおこなっていく。離農者情報などを関係機関と連携しながら、担い手の確保をおこなっていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での高齢化等により農作業が追い付かないという問題に対応すべく、積極的に農作業委託などのサービスを利用し、農業を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②地域として有機米を推進していくためにも市と協力を行い、新たな販路拡大を目指し取組を行う。
 ③規模拡大、作業効率向上の観点から補助事業を活用しスマート農業の導入を検討する。
 ⑦・⑧今後地区内の高齢化が進むことで機械の導入や委託費用、農業用施設の経年劣化による修理や交換費用等が発生することが考えられるため、補助金の活用も検討していく。
 ⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。
 ⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、地元代表者が確認することで地元確認と置き換える。
 ⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。